廣報おおだて

第7号
毎月1回発行
発行所　秋田縣大館市片町
発行人　大館市役所
編集人　佐々木弘
秋田市長野町
印刷所　秋田活版印刷株式会社
（一部五円）

計量法施行 三月一日から

はかりの取扱が変ります。今までの「度量衡」と言うものが「計量法」というものに変つて三月一日から施行されることになりましたのでその内容を次にお知らせします。

計量法の適用を受けるものは左の計量器であります。

時間計、速度計、熱量計、角度計、面積計、流量計、肺活量計、血圧計、粘度計、濃度計光度計、光速計、照度計、周波数計、騒音計織度計、比重計、屈折度計、耐火度計、力計仕事計、工率計

このような計量器を製造、修理、販売していた方は本年の八月末日までに許可を受けて、九月一日からその検定が実施されることになるわけです。また新しく計量器に指定されたものを販売していた方は八月末日までに登録を受けなければなりません。

これに違反すれば罰せられますので御不明の点は市商工課にお尋ね下さい。

他人の発言を尊重することが自分の発言を尊重することである

上半期には可能
市の電話増設陳情

市内に電話の増設を望む強い要望があるので議会及市当局は二月五日左の陳情書をもつて東北電気通信局へ実情を訴えた結果、昭和二十七年度上半期には善処したい旨の明るい見透しをもつことができた。

陳情書

電話交換機増設に関する件

当大館市は奥羽線と花輪線の交叉点にある外、私鉄小坂鉄道と花輪線の起点に位する商工業の中心地であつて周辺は、花岡－小坂及尾去沢等の各鉱産物と林産物が豊かであります。

右の関係上昨今各種の会社、工場及事務所等の増加によつて電話需要は増大の一途を辿つている現状です。然るに現在加入件数は僅か六四八件に過ぎず目下現実に加入を申込んでいるものが八十余件に上り、この外所謂潜在需要者の数を加算する時は電話需要は夥しい件数に上るのですが現在の局設備では之が需要は全然満たされないとの実情から当市民は誠に不便を感じて居ります。

他の比肩都市が既に共電式や自動式設備に変り、之が文化の恩恵に浴している今日当市に於ては全然電話の施設のない地区が十二ケ所もあつて常時市民一般の公私活動に不便であることは勿論、一朝火災等の事故を考える時は極めて憂慮すべき実情であります。

右の次第ですから当市議会は一日も早く当市も他の都市同様、電話が共電式設備に変り、普く需要に應ずることが出來るようなことを念願するのですが更に之が実施迄の暫定措置として、直に現在の市内電話交換機を増設の上一應の緩和策を実現下さることをお願い申します。

右議会の決議をもつて陳情致します

昭和二十七年二月五日

大館市議会
議長　野口修一
大館市長　佐藤敬治

東北電気通信局長
新井庸之助殿

あなたの地區の民生委員
遠慮なく御相談下さい

市の民生委員は次の人達が日夜民生事業の第一戦に立ちお世話して下さつています。（括弧内担当世帯数）

〇新町、竹村　フキ（一三三）
〇新地、小笠原清三（一五四）
〇神明昭和町石井良一（二〇九）
〇東新、工藤三太郎（二〇七）
〇御坂、加賀　マサ（一五三）
〇三丁目、斎藤安弘（一三八）
〇四五丁目　若狭勝之助（一九三）
〇川原町長谷川儀七郎（八五）
〇寺道大町布袋屋しま（一四九）
〇常盤木町、斎藤しづ（一三六）
〇新富町、和田　楢孝（五七）
〇栄町、田畑　文治（一一五）
〇一丁目、木村欣一（三一九）
〇愛宕長倉町中村ふく（二〇八）
〇弁天町、小畑清治（一七四）
〇大正町菅原儀一郎（一一〇）
〇南町　高橋　庫太（一〇二）
〇田代町、外崎　守（一五〇）
〇末広田町越前貝吉（一五六）
〇大下古川町山田きさ（一七八）
〇金坂　福原　正一（一二七）
〇藤田組　冨樫　正一（八三）
〇二丁目　三沢　守（一七〇）
〇中道　川連　みさ（一〇八）
〇部垂町　逸子　勝蔵（八八）
〇独鈷町　山内ふさ（一三五）
〇通り町　武田　金吉（九五）
〇赤館　荒谷武三郎（一〇〇）
〇桂城　月居　八千（一八四）
〇柄沢桜町小野崎いせ（一八七）
〇向町　[illegible]あね（七四）
〇一心谷地町宮原真誠（一七四）
〇小釈迦内　布谷吉松（三三）
〇板子石　日景いま（一一九）
〇日景向羽立　越前谷玄一（一三〇）
〇獅ケ森　土濃塚　通（七二）
〇大通　越前谷義一（五六）
〇中通、上山神岱　泉　隆三（一三五）
〇長面、　佐々木ミチ（七二）
〇長面袋、　上村セツ（三五）
〇商人留　貝森　清松（八〇）
〇松峰、　渡辺ツルエ（七九）
〇松木、　藤垣　キク（八〇）
〇沼館、　虻川　キク（一四三）

社会学級を開催
農村から皮切り

青少年の不良化が社会から指弾され各方面に社会学級の必要が叫ばれているとき市教育課では釈迦内地区の農村青年を対象に昨年暮から社会学級を開講して効果をあげている。

社会学級は学校生活を終えても社会人としての教養を高めるのが目的で裁縫、料理を始め、市内各方面の専門家を委嘱して一般教養講座も行い約五十名の受講者は三月末日まで熱心に受講を続けようと張切つている、尚この社会学級は今後もどし〳〵つづけてゆく方針だと教育課ではいつている。

緬羊が増加
市の家畜調べ

本年二月一日現在で行われた農林統計のうち家畜、家禽の頭羽数は次の様な数字を示している。
（カツコ内二十五年調査数字）

△種別	頭羽数	飼養戸数
△牛	五六（五五）	五五（四四）
△馬	五三九（五七二）	五二四（五四六）
△豚	一一四（一一六）	九四（九六）
△山羊	六四（七五）	六四（六五）
△緬羊	七二（二五）	五四（一六）
△兎	一一〇（四二三）	八五（二九三）
△鶏	五、二〇六（五、四八六）	一、〇一三（一、〇六九）

共同墓地使用禁止について
（厚生課）

一昨年秋以来、共同墓地の使用については墓地以外に使用することを禁止し、区劃整理を実施してきましたが、昨春以来一部に再び耕作に使用している方もあり甚だ遺憾であります

本年春から再度整理すべく着々準備中でありますから、今後は絶対に墓地以外に使用しないよう御協力をお願い致します

もし万一使用した場合は大館市共同墓地使用條例に従わないことになりますから念のため申添ます

議會の動き

二月七日　議・運営委員会
全員協議会開催について

同　聚楽園小委員会
聚楽園運営について

二月八日　全員委員会
決算審査（同日承認）

二月十四日　水道委員会
今後の方針を審査す

二月十五日　総務委員会
電話増設について

二月十九日　総務委員会
給与調整案について

二月二十一日　國保特別委員会
國保事業について

同日　土木委員会
第三中学校について

二月二十三日　農務委員会
土地改良について

二月二十三日　國保特別委員会
國保事業について

二月二十四日　運営委員会
全員協議会開催について

二月二十六日　國保特別委員会
國保事業について

二月二十七日　教育委員会
國体スキー競技会視察に就て

二月二十七日　國保特別委員会
國保事業について

二月二十八日　運営委員会
二月定例議会の運営について

二月二十四日　全員協議会
林業試験所について

請願陳情は次の通り

請願
道路開設について（請願者大館商営協同組合八神錦三）

陳情
児童会館の設置方について（陳情者大館婦人会長中田シゲ）

広報強化を討議
第一回四市広報協議会開く

先に結成された県内四市広報主管者協議会は去る二月十六日横手市役所において開催、県広報課及総司令部民間報道課等の来賓出席のもとに今後の広報活動の充実強化の対策等について種々論議を展開し、その技術研修等についても意見の交換を行い盛会裡に終了した

感謝状を贈る
退職民生委員

市では去る二月二十日、今回退職された左の十二氏に対して感謝状を贈りその労をねぎらつた。

退職者氏名（敬称略）

栩谷　貞昌　諸沢　正
原　金一　三ツ井喜吉
成田　良助　松野　吉松
山内　慶吉　伊藤敬三郎
伊藤　胤雄　木村　森
日景　福治　桜庭　省三

感謝状

右の者は多年の奉仕者として民生委員児童委員の職分に精励し、崇高な信念と、不屈不撓の努力により社会福祉のため貢献されたことは実に大なるものでありました。仍つて茲に衷心より感謝の意を表します

大館市長　佐藤敬治

荒谷武三郎氏が発令
市の人権擁護委員増員

市制の施行によつて増員になつた大館市の人権擁護委員については市では、かねてからその人選を進めて申請していたが二月一日附で市内赤館荒谷武三郎氏（六七）が法務総裁から委嘱発令された。これにより大館市の人権擁護委員は桂高等学校々長高村禅雄氏と共に二人になつた訳である

農家のみなさま御苦労様でした
供米は郡市第三位で完遂しました

昭和二十六年産米の供出は秋田市由利郡に次いで第三位で完遂しました。その奨励金は第一次分として次の通り交付される予定です。

区域	割当戸数	完遂戸数	割当ノ一割ニ對スル奨励金	超過供出ニ對スル奨励金
大館地区	二三八	一三九	一五〇、三五〇円	四五一、〇〇〇円
釈迦内地区	四〇三	三〇六	二五〇、七六三	四〇二、三三〇
合計	六四一	四四五	四〇一、一一三	八五三、三三〇

奨励金の計算基準は次の通りです

供米区分		対象数量	石当り奨励金
当初割当を完遂した市町村（大館市の場合）	当初（事後）割当を完遂した農家	割当の一割	千円
	完遂農家の超過供出分	超過量の全部	二千円
	補正を受けて完遂した農家	補正割当の一割	千円
	補正農家の超過供出分	超過量の全部	二千円
	割当のない農家の供出	供出量の全部	二千円
	署名（代表者名簿）で供出したとき	供出量の全部	二千円

御注意

三月末日までに完遂しないときは割当量の一割につく奨励金はもらわれません。但し完遂した農家超過供出をした時は三月以降でも石[illegible]金がつきます。